

## 豊川市防犯灯設置費補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則(平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、夜間の犯罪を未然に防止し、また、災害時の避難の際、夜間における視認性を高め、住みよい地域社会の推進を図るため、予算の範囲内で交付する防犯灯設置費補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

### (意 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 新たに防犯灯を設置することをいう。
- (2) 移設 既設の防犯灯を、別の場所に移して設置することをいう。
- (3) 更新 既設の防犯灯を老朽化等により取り替えることをいう。従来の蛍光灯をLED蛍光灯に交換する場合及び、自動点滅器を取り替える場合も含む。
- (4) 撤去 既設の防犯灯を取り外すことをいう。

### (防犯灯の設置基準)

第3条 防犯灯の設置基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 屋外の電柱その他建造物に取り付ける20W以上40W以下の蛍光灯、40Wの白熱灯及びLED蛍光灯で、公衆の用に供し終夜点灯されるものであること。
- (2) 個人の利益とみなされないものであること。
- (3) 広告灯でないものであること。
- (4) 直線道路においては、20m以上の設置間隔を有すること。ただし、見通しの悪い屈曲部においては、この限りではない。

### (補助対象)

第4条 補助金は、前条に規定する設置基準に適合する防犯灯を新設、移設、更新又は撤去した豊川市内の連区又は町内会に対し交付する。ただし、ランプの交換に要した費用は除く。

### (補助額)

第5条 補助金の額は、設置費等の7割で、上限については次の表のとおりとし、毎年度予算の定める範囲内において決定するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

区 分	既存の支柱に防犯灯を取り付ける場合	専用の支柱を立てて防犯灯を取り付ける場合
新設・移設・更新	16,000円	30,000円
撤去	16,000円	

2 撤去にあつては、撤去費が1灯当たり5,000円未満の場合は補助対象外とする。また、同一箇所における更新時の撤去・設置の場合は、撤去費も含めて1灯当たりの設置費とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、防犯灯設置費補助金交付申請書(様式第1号)を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(決定通知書)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付をすると認めた場合にあつては、防犯灯設置費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)を、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付決定通知書を受領した場合において、交付決定通知書に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、防犯灯設置費補助金実績報告書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第10条 市長は、前条1項の報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に防犯灯設置費補助金確定通知書(様式第4号)を通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、補助事業完了後補助金を交付する。

(決定の取消通知書)

第12条 補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、防犯灯設置費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)を補助事業者に通知するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市防犯灯設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている防犯灯設置費補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市防犯灯設置費補助金交付要綱の規定に関わらず、当分の間、使用することができる。